

玄海町企業誘致アドバイザー募集要項

1 企業誘致アドバイザーとは

玄海町（以下「町」という。）への企業の立地及び事業所の新設等を促進し、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、企業誘致に関する専門的な知識、経験又は人的ネットワークを有する人材を、玄海町企業誘致アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として募集します。

アドバイザーには、有望な企業の情報収集・提供、企業誘致施策への助言、企業等と町との関係構築、企業訪問・視察等への協力などを行っていただきます。

2 募集人数

若干名

3 応募資格

企業誘致に関する専門的な知識、経験又は人的ネットワークを有し、企業誘致の推進に資すると認められる方。

なお、次のいずれかに該当する場合は、委嘱しないことがあります。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) その他、町長がアドバイザーとして適当でないと判断した場合

4 アドバイザーの主な職務

アドバイザーは、町と連携し、主に次の業務を行います。

- (1) 町への立地又は事業展開の可能性がある企業に関する情報の収集・提供
- (2) 町の企業誘致に関する施策及び戦略についての助言・提言
- (3) 企業のニーズ及び企業立地上の課題の把握・助言
- (4) 町内に誘致した企業の事業拡大、定着及び関係企業の誘致についての助言

- (5) 企業の視察、相談、面談その他の企業誘致活動への協力
- (6) 企業、大学、関係機関その他企業誘致に関係する者と町との関係構築の支援
- (7) 町の立地環境、産業資源、支援制度その他企業誘致に関する情報の発信
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が企業誘致を推進するため必要と認めること。

5 活動方法

- (1) アドバイザーは、原則として町と連携して企業誘致活動を行います。
- (2) 企業への訪問、面談、現地視察等については、原則として町職員が同行します。
- (3) 企業情報の収集・提供、助言等については、必要に応じてアドバイザー単独で行う場合があります。
- (4) 活動を行った場合は、活動内容、企業との接触状況その他町が必要とする事項を報告していただきます。

6 任期

委嘱の日から委嘱年度の翌年度末まで（最長2年間）

※再任する場合があります。

7 活動場所

企業訪問先、玄海町役場、町内の視察先その他企業誘致活動に必要な場所

8 謝金

活動を行った場合、下記に該当すると認めたものについて、次の区分により、予算の範囲内で謝金を支給します。

	種別	4 アドバイザーの主な職務のうち該当するもの 等	謝金の額
1	企業情報の提供等	(1) 町への立地又は事業展開の可能性がある企業に関する情報の収集・提供	1 件につき 50,000 円
2	助言・相談	(2) 町の企業誘致に関する施策及び戦略についての助言・提言 (3) 町内に立地している企業の事業拡大、定着及び関係企業の誘致についての助言 (4) 企業のニーズ及び企業立地上の課題の把握・助言	1 回につき 10,000 円
3	企業訪問、面談等	(5) 企業の視察、相談、面談その他の企業誘致活動への協力	1 日（4 時間以内）につき 20,000 円 1 日（4 時間超）につき 30,000 円
4	立地決定	町が、アドバイザーから企業情報の提供等を受けた企業に対して、玄海町産業立地促進条例(平成 20 年玄海町条例第 23 号。)第 6 条第 2 項の規定による奨励措置等の指定をしたとき	1 社につき 500,000 円

備考

※同一の日に複数の企業訪問、面談等を行った場合は、これを一の職務として取り扱い、活動時間を合算します。

※活動時間には、通常の移動に要する時間を含みません。

※謝金額は、所得税その他法令に基づき控除すべき額を控除する前の額とします。

9 旅費

アドバイザーが活動するために旅行する必要があるときは、予算の範囲内において旅費を支給します。

※ 旅費の支給は、職員が同行して職務を遂行する場合に限ります。

※ 旅行の内容については、事前に町との協議が必要です。

※ 旅費の額及び支給方法は、玄海町職員に支給する旅費の規定によります。

10 アドバイザーとしての遵守事項

アドバイザーには、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務以外の目的に使用しないこと。なお、退任後も同様とします。
- (2) 自己又は自己が所属する法人等と利害関係を有する案件に関与する場合は、事前に町へ申し出ること。
- (3) 企業誘致アドバイザーの職名又は地位を、自己又は第三者の営業、宣伝、勧誘その他私的な利益のために利用しないこと。
- (4) 町の承認なく、町を代理して契約、約束、交渉、意思決定その他町を拘束する行為を行わないこと。

11 選考方法

応募者について、次の方法により選考を行います。

(1) 第1次選考

選考方法：書類選考

(2) 第2次選考

選考方法：面接

実施場所：玄海町役場会議室

実施日：令和8年10月26日（月）（予定）

※応募者数その他の事情により、選考方法を変更する場合があります。

12 応募手続

(1) 応募期限

令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時まで

(2) 応募方法

次のいずれかで方法で応募ください。

ア 応募フォーム

イ 申込書に必要事項を記入し、郵送又は持参にてご提出ください。

(3) 応募に当たっての注意事項

ア 応募書類に虚偽の記載があった場合は、委嘱を行わない又は委嘱を取り消す場合があります。

イ 提出された応募書類は、返却しません。

ウ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

13 選考結果

選考結果は、電子メール等により応募者本人に通知します。

なお、選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けません。

14 個人情報の取扱い

応募に際して取得した個人情報は、本募集事務以外の目的には使用しません。

15 その他

(1) アドバイザーは、玄海町の職員として任用するものではありません。

(2) アドバイザーの活動に際しては、玄海町企業誘致アドバイザー設置要綱その他町が定める事項を遵守していただきます。

16 問い合わせ・応募先

〒847-1421

佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

玄海町役場 企画商工課 商工観光係

電話：0955-52-2112

FAX：0955-52-3041

電子メール：kikakusyoukou@town.genkai.lg.jp